

静岡県河川管理条例をここに公布する。

静岡県河川管理条例

(目的)

第1条 この条例は、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)の規定に基づき、河川の利用及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通航の届出)

第2条 2級河川のうち別表第1に掲げる河川において、舟又はいかだ(規則で定めるものに限る。)を通航させようとする者は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、国、地方公共団体その他知事が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

(通航の制限)

第3条 2級河川の河川区域のうち河川が損傷し、河川工事若しくは河川管理施設の操作に支障が生じ、若しくは他の河川の使用に著しい支障が生じないようにするため、舟若しくはいかだの通航を制限する必要があると認めて規則で定める水域を通航する舟又はいかだ(規則で定めるものに限る。)は、知事が指定した方法により通航させなければならない。ただし、河川の管理又は人命の救助等のため通航する場合その他知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により通航の方法を指定するときは、その旨を県公報で公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(流水占用料等の徴収)

第4条 法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収する。

2 前項の流水占用料等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 流水占用料 別表第2の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額

(2) 土地占用料 別表第3の規定により算定した額(占用の期間が1月に満たない場合は、同表の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額)

(3) 土石採取料その他の河川産出物採取料 別表第4の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額

3 前項の規定による流水占用料の額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、同項の規定による土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料の額が500円未満であるときは500円とする。

4 流水占用料等は、知事の発行する納入通知書により納期限までに納めなければならない。

5 第1項の流水占用料等の徴収の時期は、次の各号に定めるところによる。

(1) 流水占用料は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる時期に徴収する。ただし、それぞれの時期に徴収すべき流水占用料のうちで当該時期以後に新たに通水を開始したとき、又は流水占用料の額の算出の基礎となった事項の変更により、その額の増加があったときは、当該年度の流水占用料の年額は、月割りをもって算定し、当該徴収時期が7月である場合は翌年1月に、当該時期が翌年1月である場合は隨時徴収する。

区分	時期
毎年4月から9月までの期間の占用に係る流水占用料	毎年7月
毎年10月から翌年3月までの期間の占用に係る流水占用料	毎年翌年1月

(2) 土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料は、許可の日又は年度当初の日から60日以内に徴収する。

6 知事は、流水占用料等が特に多額であるときその他の理由により、一時に全額を徴収することが困難であると認める場合は、前項の規定にかかわらず、分割して徴収することができる。

(一部改正〔平成25年条例69号・26年24号・令和元年9号〕)

(流水占用料等の減免)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、流水占用料等を免除する。

(1) 国又は県(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業を除く。)が直接に事業を行うとき。

(2) 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第19条に規定する河川法施行規程(明治29年勅令第236号)第9条の規定により、河川敷地等の占用の許可を受けたとき。

(3) かんがい用水又は飲料用水として、法第23条又は法第24条の許可を受けたとき。

2 市町が直接に事業を行う場合の土地占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料は、半額とする。ただし、公共性のある事業のために行う場合の土地占用料は、免除する。

3 前2項の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認める場合は、流水占用料等を減免することができる。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(延滞金の徴収)

第6条 督促状を発したときは、延滞金を徴収する。

2 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる滞納金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(罰則)

第7条 第3条第1項の規定に違反して、舟又はいかだを通航させた者は、3万円以下の罰金に処する。

第8条 第2条の規定に違反して、届出をしなかった者は、2万円以下の過料に処する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

(静岡県流水占用料等徴収条例の廃止)

2 静岡県流水占用料等徴収条例(平成12年静岡県条例第29号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に地方自治法等の一部を改正する法律(平成14年法律第4号)第6条の規定による改正前の河川法の規定に基づく静岡県河川管理規則(昭和40年静岡県規則第35号。以下「管理規則」という。)第2条に規定する許可を受けている者は、静岡県河川管理条例(以下「新条例」という。)第2条の規定による届出をしたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に知事に対しされている管理規則第2条に規定する許可に係る申請は、新条例第2条の規定によりされた届出とみなす。

5 この条例の施行前に旧条例の規定によつてした流水占用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によつしたものとみなす。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月20日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月28日条例第51号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月25日条例第69号)

この条例は、公布の日又は水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成25年法律第35号)第2条中河川法(昭和39年法律第167号)第32条の改正規定の施行の日のいづれか遅い日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第24号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月23日条例第9号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

水系名	河川名
都田川	都田川
都田川	釣橋川
都田川	今川
都田川	新川

別表第2(第4条関係)

(1) 発電のための流水占用料

発電所の区分	式	摘要	
揚水式発電所以外の発電所	1 (1) 昭和40年10月1日以後に発電(設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。)を開始した発電所 (2) 昭和40年9月30日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和40年10月1日以後に発電(設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。)を開始した発電所	1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力-常時理論水力)	ア 左欄に掲げる発電所の区分に応じ、それぞれ年額として、中欄に掲げる式により算定した額とする。

	月1日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所(増設以後の理論水力についてこの項に掲げる式により算出した額が増設前の理論水力について2項に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。)		イ 流水の占用に係る土地占用料を含む。
	2 1項に掲げる発電所以外の発電所	1,976円×常時理論水力+988円×(最大理論水力-常時理論水力)	
揚水式発電所	3 (1) 昭和48年4月1日以降に発電を開始した発電所 (2) 昭和48年3月31日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和48年4月1日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所(次に掲げるものを除く。) ア 昭和40年9月30日以前において発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力についてこの項に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について5項に掲げる式により算出した額に満たないもの イ 昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間において発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力についてこの項に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について4項に掲げる式により算出した額に満たないもの	{1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力-常時理論水力)}×補正係数a	
	4 昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間において発電を開始した発電所(3項(2)に掲げるものを除く。)	{1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力-常時理論水力)}×補正係数b	
	5 3項及び4項に掲げる発電所以外の発電所	{1,976円×常時理論水力+988円×(最大理論水力-常時理論水力)}×補正係数b	

この表の中欄に掲げる式において

1 常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとする。

2 補正係数a及び補正係数bは、各発電所ごとに国土交通大臣が定めるところによる。

(注) 発電用の理論水力が1キロワット未満の端数を生じたときは、1キロワットに切り上げる。

(2) 発電以外の流水占用料

種別	料金	
	単位	年額
発電以外の原動力に供するもの	1秒ごと0.01立方メートル	8,100円
養魚の用に供するもの	1秒ごと0.01立方メートル	5,500円
工業の用に供するもの	1秒ごと0.01立方メートル	34,200円
その他の用に供するもの	1秒ごと0.01立方メートル	13,000円

(注) 使用水量が0.01立方メートル未満の端数を生じたときは、0.01立方メートルに切り上げる。

別表第3(第4条関係)

(一部改正〔平成19年条例42号・22年51号〕)

区分	算定単位	金額	
		市の区域	町の区域
工作物の設置を伴うもの	広告板(掲示板を含む。)	表示面積1平方メートルにつき1年	690円 310円
	電柱	1本につき1年	840円 840円
	鉄塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,500円 1,500円

管線類	外径が50センチメートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	150円	110円
	外径が50センチメートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	390円	290円
漁業用施設	小割式魚類養殖施設	占用面積1平方メートルにつき1年	9円	9円
	かき、のり等養殖施設	占用面積1平方メートルにつき1年	9円	9円
	やな漁業施設	1か所につき1年	4,500円	4,500円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	90円	90円
船舶を係留し又は保管する施設	占用面積1平方メートルにつき1年	300円	300円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	300円	170円
工作物の設置を伴わないもの	農地(樹園地を除く。)又は採草地	占用面積1平方メートルにつき1年	9円	9円
	茶、果樹等の樹園地	占用面積1平方メートルにつき1年	20円	20円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	160円	90円

(注)

- 1 電柱については、支柱及び支線は1本、H柱は2本とみなす。
- 2 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 3 占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割計算とする。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 4 1件の占用料の額に100円未満の端数があるときは、100円に切り上げる。

別表第4(第4条関係)

区分	算定単位	金額
砂利	1立方メートルにつき	200円
砂	1立方メートルにつき	200円
土砂	1立方メートルにつき	200円
栗石(れき)(控長が25センチメートル以下のもの)	1立方メートルにつき	220円
玉石(控長が25センチメートルを超えて40センチメートル以下のもの)	1立方メートルにつき	2,400円
玉石(控長が40センチメートルを超えるもの)	1個につき	時価を考慮してその都度知事が定める額
ささ又はじゅん菜	100平方メートルにつき	80円
あし又はかや	100平方メートルにつき	250円
埋もれ木又は竹木	100平方メートルにつき	時価を考慮してその都度知事が定める額

(注)

- 1 採取量にこの表に定める算定単位に満たない端数があるときは、この表に定める算定単位に切り上げる。
- 2 1件の土石採取料その他の河川産出物採取料の額に100円未満の端数があるときは、100円に切り上げる。